

(仮称) 浜田市協働のまちづくり推進条例 (案)
に対する意見と浜田市の考え方
(浜田自治区地域協議会)

No	ご意見の概要	浜田市の考え方
1	<p>第5章地域協議会に第15条地域協議会の所掌事務とあるが、私はこの所掌という言葉を知らない。調べてみて分かったような気がするが、今まで私が読んだ各団体や法人や企業の定款、規則に出て来ない言葉である。行政上の言葉らしいが、行政上の書類にはこの言葉は頻繁に出てくるのか。</p>	<p>条例等を定めるにあたって、地域協議会であるとか審議会の機関の役割や、していただく内容を条文等に表す際には所掌という言葉を使わせていただくことが多い。これまでも現在の地域協議会の設置は自治区設置条例というもので定めてあるが、その中でも所掌事項というように使わせていただいております、行政用語としては一般的な用語として使わせていただいている。</p>
2	<p>当該地域という言葉とその属する地域という言葉が出てくるが、その使い分けについて、当該地域という言葉とその属する地域という言葉が明確にどう使いわけているのか、その説明をお願いします。</p>	<p>条文等を作っていく際に、最初に当該といった言葉を使った後にその属するという言葉回しを使うことがある。 今後その文言等整理する際に、必要なものについては、整理していきたいと考えている。</p>
3	<p>最後に表がついているが浜田地域、金城地域、旭地域、弥栄地域、三隅地域と地域ごとに町名が書いてある。これプラス各公民館の受け持ちのまちの一覧の表もいるのではないかと。公民館をまちづくりの拠点にするなら、例えば浜田公民館はこの町の担当であるとか、石見公民館はどこの町があるとか国府公民館はこうなのだというように詳細を表してもらったほうが解りやすい。</p>	<p>公民館の所属するエリアについては、現在も公民館設置条例というものがあるが、この中では具体的にどこにどこに公民館がどこにどこにまちというように明示はしていない。ただご指摘のように公民館の所管する地域がどこかというのははっきりさせ、分かりやすくお知らせできるようにしたいと思っている。 この件はこの協働のまちづくりの条例ではなく、(仮称) コミュニティセンター設置条例を改めて整理することになっており、12月の条例制定を予定しているが、その折にこのご意見は参考にさせていただく。</p>

4	<p>地域協議会の地区割に関して、以前の会議の中で浜田地区は 1 つで良いと採決を取って決まったが、これを読んで本当にそれで良かったのかと思っている。もう少し細かくわけた方が良かったのではないかという気がする。</p>	<p>答申をする諮問機関は1自治体に1つである。そこが意見をまとめて提示するのが一般的な在り方である。ただ浜田は自治区制度をとったため、各自治区の思いを伺うということで各地域協議会に諮問を下ろし答申をする機能を残した。</p> <p>浜田の中で諮問に対する答申の意見がばらばらに出てきた時に、ではそれを受けて市がどうするかということを見ると諮問機関としてはやはり 1 つが良いと思う。ただ、地域の意見をしっかり聞いたり、あるいは地域に下ろしたりするための機能は、この地域協議会とは別にそこをしっかりと強化する必要があり、その在り方については検討課題だと思う。</p> <p>また、地域協議会の構成は 15 名ということで、まちづくりの活動団体の皆さんが出られて、活発な議論が出るというのがふさわしい姿だと承知している。条例制定後は、今後の地域協議会はどうあるべきかをしっかりとご議論いただき、その内容を地域のみなさんに承知してもらうために、行政もしっかり伝えていかないといけないと思っている。</p>
---	---	--